

北上市告示甲第43号

令和6年度北上市物価高騰対応低所得世帯給付金（子育て世帯への加算）支給事業実施要綱を次のように定め、令和6年6月3日から適用する。

令和6年6月13日

北上市長 八重樫 浩 文

令和6年度北上市物価高騰対応低所得世帯給付金（子育て世帯への加算）
支給事業実施要綱

（目的）

第1 この告示は、住民税非課税世帯等の子育て世帯に対し、令和6年度北上市物価高騰対応低所得世帯給付金（子育て世帯への加算）（以下「給付金」という。）を支給することにより、物価高騰により家計に大きな影響を受けている市民の生活及び暮らしの支援に資することを目的とする。

（支給対象世帯）

第2 給付金の支給の対象となる世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、令和6年度北上市物価高騰対応低所得世帯給付金支給事業実施要綱（令和6年北上市告示甲第42号）の規定による給付金（以下「非課税世帯等給付金」という。）の支給を受けた世帯のうち、平成18年4月2日から令和6年10月31日までの間に生まれた児童（以下「支給対象児童」という。）がいる世帯とする。

（別居監護する児童）

第3 第2の規定に関わらず、令和6年6月3日（以下「基準日」という。）において支給対象世帯に属するいずれかの者が、同居しない児童を監護し、かつ生計を同じくする場合は、当該児童（以下「別居監護児童」という。）は、当該支給対象世帯に係る支給対象児童とみなすものとする。

（施設入所児童）

第4 第2及び第3の規定にかかわらず、基準日において同一世帯として支給対象世帯に属する児童のうち、市長が別に定める施設に入所している児童については、当該支給対象世帯に係る支給対象児童としないものとする。

（給付金の額）

第5 給付金の額は、支給対象児童1人当たり5万円とする。

（受給資格者）

第6 給付金を受給できる者（以下「受給資格者」という。）は、支給対象世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯

員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯員のうちから選ばれた者とする。

（支給の確認等）

第7 市長は、基準日において支給対象児童（別居監護児童を除く。）のいる支給対象世帯の世帯主に対し、別に定める北上市物価高騰対応低所得世帯給付金（子育て世帯への加算）支給要件確認書（以下「確認書」という。）を送付するものとする。

2 前項の確認書の送付を受けた者は、受給資格者の要件に該当し、給付金の支給を受けようとするときは、当該要件を確認の上、当該確認書を市長に提出するものとする。

3 第1項の確認書の送付を受けなかった受給資格者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める北上市物価高騰対応低所得世帯給付金（子育て世帯への加算）申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

（代理による申請）

第8 第7第2項の規定による確認書の提出又は第7第3項の規定による申請（以下「申請等」という。）を代理人により行うときは、第7第2項又は第3項に規定する書類に加え、当該申請に係る受給資格者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを市長に提出するものとする。

（申請の期限）

第9 申請の期限は、市長が別に定める日とする。

（支給の決定）

第10 市長は、申請等があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、給付金の支給を決定するものとする。

2 前項の規定により支給の決定をした場合は、当該決定のあった日に申請等をした者（以下「申請者等」という。）から給付金の請求があったものとみなすものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により、適当と認められないときは、支給しないことを決定し、申請者等にその旨を通知するものとする。

（支給の方法）

第11 給付金の支給は、申請者等が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

（支給の取扱い）

第12 給付金の支給決定後において、申請等の書類の記入の誤り又は第11第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、受給資格者又は代理人の責に帰すべき事由により市長が別

に定める日までに支給ができなかったときは、申請等を取り下げたものとみなすものとする。

（不当利得の返還）

第13 市長は、給付金の支給を受けた後に受給資格者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14 給付金の支給を受ける権利を、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第15 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。